

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号
損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(42)

(中間指針第五次追補策定後の裁判例に基づく主張)

令和7年7月10日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



第1 はじめに

令和4年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（乙D共619、以下「中間指針第五次追補」という。）を策定したこと、及び、その策定経緯や内容、これを踏まえた被告東京電力の主張については、被告東京電力共通準備書面（38）で述べたとおりである。

その後、令和6年に入って相次いで言い渡された本事件と同種の集団訴訟事件の高等裁判所の各判決においても、中間指針第五次追補の指針の内容、意義等について、被告東京電力の主張に沿う説示が繰り返されるに至っていることから、本準備書面では、中間指針第五次追補の特徴を踏まえた上で（第2）、このような本年に入って言い渡された高等裁判所の裁判例の内容を紹介し（第3、第4）、本訴訟においても、被告東京電力共通準備書面（38）において述べたとおり、原告らの精神的損害に係る賠償額は、特段の個別事情が認められない限り、中間指針第五次追補に定められた額を超えるものではないことを明らかにするものである（第5）。

第2 中間指針第五次追補策定の意義

中間指針第五次追補は、審査会が、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したこと¹を踏まえて、法律の学識経験者から任命した専門委員²による判決等の調査・分析について最終報告（乙D共620）を踏まえて、

¹ **本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決**：仙台高判令和2年3月12日（いわき訴訟）、東京高判令和2年3月17日（小高訴訟）、仙台高判令和2年9月30日（生業訴訟）、東京高判令和3年1月21日（前橋訴訟）、仙台高判令和3年1月26日（中通り訴訟）、東京高判令和3年2月19日（千葉訴訟）、高松高判令和3年9月29日（松山訴訟）。

² **法律の学識経験者から任命された専門委員**：大塚直氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、米村滋人氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、青野洋士氏（公証人）、日下部真治氏（弁護士）、末石倫大氏（弁護士）。

多数の被害者に共通する一定の損害類型を示し、裁判外での自主的紛争解決の規範としての中間指針について、7件に上る集団訴訟の確定判決での認容水準を踏まえて精神的損害等の賠償指針の内容を見直したものであり、司法判断の成果を取り入れて裁判外の賠償指針を見直したものと評価できる。

そして、本来、精神的損害のありようや大小は個々の被害者毎の事情の相違等によって幅があり得るが、審査会において、内田貴会長は、「人によって様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのぐらいであるという額を出す」、「少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示す」、「最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する」（第60回審査会、以上、乙D共622・10頁）、「指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられておりました」、「共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたもの」（第61回審査会、以上、乙D共623・44～45頁）と発言していることからもうかがわれるとおり、あるカテゴリー（避難指示等の区分）の被害者に最も共通して生じていると考えられる損害について、7件に及ぶ集団訴訟の確定判決の内容を検討、斟酌したうえで、最も合理的と考えられる水準を想定して指針として定めたものと解される。

このような中間指針第五次追補の策定経緯、内容等にかんがみれば、中間指針第五次追補が定める賠償水準の内容は、共通して生じていると考えられる損害の水準に関する裁判上の損害額認定に当たっても十分に斟酌されるべき実質を持つのであり、本件訴訟における原告らの損害を考える上でも、特段の個別事情によってこれを超える損害の発生が認められる場合でない限り、その精神

的損害を填補する水準にあるというべきである。

第3 中間指針第五次追補に関する高等裁判所の判断・説示の内容について

このような中間指針第五次追補の内容、意義については、近時言い渡された高等裁判所レベルの判決においても、認められているところである。

以下、その説示内容を示す。

1 仙台高判令和6年1月17日（令和2年（ネ）第27号、乙D共755）

「原賠審は、法学者及び放射線医学等の専門家により構成されており（証拠略）、中間指針等は、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すという考え方に基づき（証拠略）、『裁判をすれば・・・どのくらいの額が認容されるであろうか・・・つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられて』いた（証拠略）とされ、その議事録は公開されているほか、中間指針等においても策定の理由や具体的な考え方を説明しているものであって、その内容も特に不合理なものとは認められない。そして、避難区域等の見直しや自主的避難の実態、避難指示の長期化などを踏まえ、損害類型や損害の範囲等に加え、自主的避難に対する考え方、避難区域等の見直しや避難指示の長期化に伴う具体的損害の期間や損害額の目安を中間指針等として公表したものであり（証拠略）、特に、第五次追補（証拠略）は、本件事故による集団訴訟について確定した7件の控訴審判決について、法律の学識経験者から任命した専門委員による調査・分析を行い、その最終報告を踏まえて作成されたものであることは上記のとおりである。中間指針等の考え方は、不法行為による損害賠償請求の一般的な考え方であって合理性を有するものであり、第五次追補までに示された精神的損害の原因には、（1）において、本件原発周辺の住民が本件事故により被ったものといえる精神的な苦痛の原因となる事情が含まれており、控訴人

らが被った精神的損害が同一であるとはいいい難いとしても、本件事故による精神的損害に対する賠償額を認定するにあたり、中間指針等に示された考え方を参考として検討し、判断するのが相当である」（４６～４７頁）と説示している（下線は引用者による。以下同じ。）。

２ 仙台高判令和６年２月１４日（令和３年（ネ）第１５１号、乙Ｄ共７５６）

「第五次追補は、本件事故に関する７件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機として、これらの確定判決から第四次追補までの指針には示されていなかった類型化が可能な損害費目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等につき調査分析を行うこととして、専門委員による計８回の審査会の開催を経て策定されたものであり、本件事故がその内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において前例のないものであったことを踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮し、過酷避難状況における精神的損害、日常生活阻害及び生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関し、これまでの指針に加えて損害の範囲等を示した。このような経過で策定された第五次追補は、本件事故によって被災者に生じた精神的損害について、類型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、類型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するものということができる。

したがって、本件における１審原告らの精神的損害の評価においても基本的には第五次追補の考え方に沿って行うことが相当である」（２０頁）と説示している。

3 仙台高判令和6年3月18日（令和2年（ネ）第311号、乙D共757）

「第五次追補は、1 審被告東電に対する本件事故に起因する7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機として、これらの確定判決から、従前示されていなかった類型化が可能な損害費目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能かなどにつき、法律の学識経験者から選任された専門委員による調査・分析を踏まえて策定されたものであり（証拠略）、本件事故がその内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において前例のないものであったことを踏まえ、本件事故に特有の事情を十分に考慮して策定されたものであって、本件事故によって被害者に生じた精神的損害について、典型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、典型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであり、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施等による被害者救済に資するものといえることができる。

したがって、本件における被害者らの精神的損害の評価においても基本的には第五次追補の考え方を十分に斟酌するのが相当である」（18頁）と説示している。

4 大阪高判令和6年12月18日（平成30年（ネ）第1445号、同年（ネ）第2537号、乙D共758）

「中間指針は、原賠法18条2項2号に依拠して、法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原賠審において、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として、多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて定められた基準である。そのような基準は、裁判所の判断を拘束するものではないことはいうまでもないが、関連する地方自治体の首長や有識者等の意見を聴取して、上記のような専門家らによって策定

された上、これまでの裁判例を踏まえて修正を加えられたものであることを考慮すると、これを踏まえて一定の上乗せをした一審被告東電の賠償基準も含め、その指針には一定の合理性があるといえる。

そして、本件事故と相当因果関係のある損害の発生及び金額は、一審原告らが具体的に主張立証しなければならないが、一審原告らは、本件事故当初の時期を初め、混乱した状況下において避難、移動をしており、立証に要する資料が散逸し、厳格な立証は困難となっていることも考えられる。中間指針は、そうした事情があることも考慮しつつ、多数の避難者に共通する損害の賠償基準を策定したものといえ、一審被告東電も、一定の資料が確認できた場合には、中間指針を踏まえ、あるいはこれを超える賠償を行ってきたのであり、原陪審及び一審被告東電の賠償基準は、極めて多数の避難者らに対する賠償を迅速に行うという政策的な目的が含まれるとしても、避難者らに対する客観的、合理的な損害賠償という観点からはおおむね妥当であるといえる。」

「前記のとおり、中間指針は、地方自治体の首長や有識者等の意見を聴取して定められたものであり、区域に関しても、特に高い空間放射線量が見込まれるため避難指示等により居住や行動が制限された地域とそれ以外の自主的避難等対象区域を対象とし、それ以外の区域についても実情に応じて賠償の対象とすることとしており、その区分には、多数の被災者に対する賠償を実施するための基準として十分な合理性があるといえる。」（１０６、１０７頁）と説示している。

5 東京高判令和7年3月26日（令和3年（ネ）第540号、乙D共759）

「本件事故による損害の賠償については、原陪審が、原賠法18条1項に基づき、中間指針等を順次公表してきたところ、中間指針等に表示された考え方は、その内容や策定経緯等に照らし、基本的に不法行為に基づく損害賠償について一般的に採用されている考え方に立脚するものであるから、相応の合理性を有

するといえるのであり、原子力損害の賠償における公平性の観点から、裁判所は、それを踏まえ、第1審原告らの慰謝料額を判断すべきである。」

「中間指針第五次追補は、避難指示区域について、過酷避難状況による精神的損害を認め、生活基盤喪失による精神的損害を一人700万円を目安とする一方で、緊急時避難準備区域については、過酷避難状況による精神的損害を認めず、生活基盤変容による慰謝料を一人50万円を目安としているが、これは、本件事故に関する7件の確定済み控訴審判決の分析結果を反映させ、各区域の状況や被害の実態を踏まえたものであり、何ら不合理でない。」（81、82頁）と説示している。

このように、中間指針第五次追補の策定後になされた高等裁判所の判決においては、中間指針第五次追補を参照しつつ、当該事件原告らの事情を踏まえた判断が個々に示されているものと解される。

これらの判決のうち、上記1の仙台高判令和6年1月17日判決（令和2年（ネ）第27号、乙D共755）は、当該事件の1審原告らの個別事情を踏まえても、「中間指針第五次追補の定める慰謝料額を超える精神的損害の発生は認められない」旨判断したものであるので、以下で、やや詳しく主張する。

第4 仙台高判令和6年1月17日（令和2年（ネ）第27号、乙D共755）について

1 概要

本判決は、帰還困難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点、自主的避難等対象区域及びこれらの区域外（具体的には福島県会津若松市）に居住していた住民らが、本件事故によって精神的損害を被ったとして、1審被告東京電力及び1審被告国に対して損害賠償を請求した事案に関する山形地方裁判所令和元年12月17日判決（乙D共414。以下「原判決」という。）の控訴

審判決である。

本判決は、7件の確定判決を踏まえて中間指針第五次追補が策定されたことを踏まえ、その内容を参考としつつ、帰還困難区域の居住者について1580万円（48～49頁）、緊急時避難準備区域の居住者について230万円（54頁）、特定避難勧奨地点の居住者について550万円又は520万円（60頁）、自主的避難等対象区域の大人につき20万円（50頁、63頁、65頁）、同区域の子供や妊婦について48万円（50～51頁、63頁、65～66頁）といった各慰謝料を認定し、このうち避難等対象者である一部の1審原告らについて、1審被告東京電力が公表している個別事情による慰謝料増額事由の考え方に基づいて慰謝料増額を認めたほか、自主的避難等対象区域にも含まれていない会津若松市の居住者については本件事故による権利ないし利益侵害を認めず、請求を棄却した（67頁）ものであり、中間指針第五次追補に基づく追加賠償を含む賠償額の水準（被告東京電力共通準備書面（38）、乙D共619）に基づいて、当該事件1審原告らの慰謝料額を認定したものである。

個々の判断、説示を要約すると、以下のとおりである（乙D共755・44～67頁）。

2 帰還困難区域の居住者の慰謝料額に関する説示

「本件事故発生から既に10年以上が経過しており、現時点においても、生活の本拠であった発生時住所地等に帰還することができず、移転先での生活を余儀なくされていることに照らせば、上記の精神的な損害を含め、その精神的負担は大きいものというべきである。他方で、移転に伴う費用を含め移転先での生活の再建のために被った財産的損害については別途賠償が行われることから、上記の避難ないしその後の住居の移転等に伴い被った精神的損害のみを考慮して慰謝料を算定すべきである。

そして、本件事故後の状況を含む上記認定の事情を総合すると、上記控訴人

らが被った様々な精神的損害を慰藉するためには、上記各控訴人それぞれについて、１５８０万円をもってするのが相当である」（以上につき、４８～４９頁）

３ 緊急時避難準備区域の居住者の慰謝料額に関する説示

「上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、原判決の「事実及び理由」欄の「第３部 当裁判所の判断」の第８節の第４の２（１）ア（引用者注：原判決３１８頁１２行目から３１９頁１３行目（※））に記載のとおりであるからこれを引用する。」

※原判決３１８頁１２行目から３１９頁１３行目

「ア 発生時住所地等が南相馬市にあり、かつ、緊急時避難準備区域に指定された原告ら…略…の慰謝料の額を算定するに当たっては、次の事情を指摘することができる。

（ア）緊急時避難準備区域内に居住する者に対しては、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主的に避難をすること、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は緊急時避難準備区域に立ち入らないことなどが求められたものの、その指定は平成２３年９月３０日には解除された（引用略）。

（イ）UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている（引用略）。

（ウ）政府による避難指示の基準にもなっていて、IAEAが、除染を実施している状況においては許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとする年間２０ミリシーベルトという放射線量は、時間当たりに換算すると３．８マイクロシーベルトになるところ、南相馬市の緊急時避難準備区域

に指定された地域内では、平成24年4月1日に南相馬市馬事公苑で毎時1.15マイクロシーベルトの放射線量が観測されたのを除いて、平成23年4月1日以降、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が観測されたことはなかった（引用略）。

（エ）南相馬市の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について5ミリシーベルト未満との結果が出ており、最大でも12ミリシーベルト未満であった（引用略）。

（オ）南相馬市原町区にある南相馬市役所本庁は、本件事故後移転したことはなく、南相馬市原町区内にある小中学校は平成24年3月頃以降は再開されており、同市鹿島区内にある小中学校は平成23年4月22日から再開されていた（引用略）」

「上記事情に加え、平成23年12月26日には原災本部が、同月16日に原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認されたことを公表したほか、各自治体の空間放射線量が公表され、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されており、日常生活が阻害されていた期間はそれほど長期間ではないものの、本件事故後約6か月間、緊急時に避難を可能とする準備をすることが求められ、実際に避難した住民もあり、生活基盤の回復に一定の期間を要したものと推測されることを考慮すると、日常生活が阻害されていた期間は平成24年8月末までと認めるのが相当であり、この期間の上記控訴人らが本件事故によって被った精神的苦痛を慰藉するためには230万円をもってするのが相当である。」

「中間指針第五次追補を踏まえた被控訴人東電の賠償基準は、上記の事情（引用者注：乳幼児や妊婦とともにする避難、家族の別離や二重生活を伴う避難）により被る精神的苦痛に対する賠償額として相当であるものと認められるから、乳幼児の世話を恒常的に行った者に対し、満3歳未満の子につき一人月額3万円を、満3歳以上の未就学児につき一人月額1万円を加算し、本件事故発生時

に妊娠していた場合に３０万円を、本件事故発生後に妊娠した場合には妊娠期間中月額３万円をそれぞれ加算し、家族の別離、二重生活等が生じた世帯の子供に対し、０歳から１２歳までの場合には月額３万円を、１３歳から１５歳までの場合は月額２万円を、１６歳から１８歳までの場合は月額１万円をそれぞれ加算するのが相当である。」（以上につき、５４～５５頁）

４ 自主的避難等対象区域の居住者の慰謝料額に関する説示

「上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、上記控訴人らについて居住・移転の自由が侵害されたということができないことのほか、原判決３１２頁２０行目から３１３頁９行目（※）までに記載のとおりであるからこれを引用する」

※原判決３１２頁２０行目から３１３頁９行目

「イ UNSCEARの報告書において、本件事故による放射線被ばくによる死亡又は急性の健康影響はないとされており、また、疾患発生率の上昇も検出できない程度のものであって、妊娠中の者への影響や遺伝的な疾患の増加は予測されないとされている（引用略）。

ウ 川俣町の住民について実施された内部被ばく検査及び外部被ばく線量の推計結果でも、大多数の者について２ミリシーベルト未満との結果が出ているところ（引用略）、ＩＡＥＡは、除染を実施している状況においては、年間２０ミリシーベルト以下の被ばくは許容し得るものであり、国際基準や関連する国際組織の勧告等に整合したものであるとしている（引用略）。

エ 川俣町のうち自主的避難等対象区域に指定された区域の本件事故後の状況は前記第７節第３の６のとおりであり、平成２８年９月末時点で住宅等についての除染はほぼ終了しており、川俣町全体についてみても、観光客入込数、製造品出荷額、自動車保有台数、新設住宅着工戸数は、平成２３年以降も、平成２２年とおおむね同水準か、それ以上の水準で推移している（引用略）。

オ 自主的避難者の総数、川俣町の住民のうち18歳未満の者であって避難をした者の割合等は、上記1で説示したとおりである。

「上記事情に加え、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域の指定が解除され、同年12月26日、原災本部が、同月16日には原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認され、『放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている』というステップ2の目標達成と完了が確認されたと公表したこと、各自治体の空間放射線量が公表され、内部被ばく検査等も行われ、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されていたことなど上記認定の事情を考慮すると、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害された期間は平成23年12月末までというべきであり、上記控訴人らが、上記期間に平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するためには、子供・妊婦以外の者については、20万円をもってするのが相当である。」

「他方で、子供や妊婦は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、それ以外の者に比べ、より大きな放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱くものと推測されるから、特に考慮すべきであり、控訴人2-19-3から5は、本件事故後平成24年8月末までの間、18歳未満であったことが認められる（証拠略）から、その精神的損害を慰藉するためには48万円をもってするのが相当である。」

「控訴人らが主張する個別の事情が存在することを考慮したとしても、上記恐怖や不安を抱き、平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するために必要な慰謝料額は、上記が相当であるというべきである。」

（以上につき、50～52頁）

なお、上記は、川俣町の自主的避難等対象区域の居住者に関する説示であるが、自主的避難等対象区域のうち伊達市の居住者に関しては62～64頁にお

いて、また、福島市、いわき市、郡山市、須賀川市、相馬市、二本松市、本宮市又は桑折町の居住者に関しても64～67頁において、それぞれ上記と同旨の説示がなされている。

第5 まとめ

以上のとおり、中間指針第五次追補は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する確定した高等裁判所の司法判断を法律の学識経験者からなる専門委員が調査・分析した結果を踏まえ、これまでの司法判断の成果を取り入れる形で策定されたものであり、令和6年に入って相次いで示された上記高等裁判所の各判決においても、上記で見たとおり、中間指針等の考え方は、不法行為による損害賠償請求の一般的な考え方であって合理性を有するものであり、本件事故による精神的損害に対する賠償額を認定するにあたり、中間指針等を示された考え方を参考として検討し、判断するのが相当である旨が繰り返し説示されている。

このような高等裁判所レベルの中間指針第五次追補に対する評価を踏まえても、原告らの個別の事情によらずして、一律に、上記賠償水準を超える精神的損害の認定がなされることは相当ではない。

その上で、本訴訟の審理を通じて明らかとなった原告らの個別の事情を踏まえても、中間指針第五次追補を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく追加賠償を含む賠償額の水準にかんがみれば、かかる裁判外の既払金によっては填補し尽くされない未払いの損害があるとはいえず、原告らの請求は棄却されるべきである。

以 上